

厚木飛行場周辺における 物件等の設置制限について



海上自衛隊 第4航空群

厚木飛行場周辺で物件等を設置される皆様へ

飛行場周辺では、航空機の安全飛行を確保するために、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）により物件等の高さを制限するエリアが設定されています。このエリアを制限表面と表現しており、厚木飛行場の場合、進入表面、転移表面、水平表面の3種類の制限表面があります。制限表面の上に突出する高さの建造物、植物その他の物件（クレーン等）を設置し、植物を植栽し、又は留置を行うことは、航空法第49条により原則として禁止されています。

また、制限表面以下であっても、当該表面に著しく近接する場合においては、設置物件等に航空障害灯等の設置が必要になります。

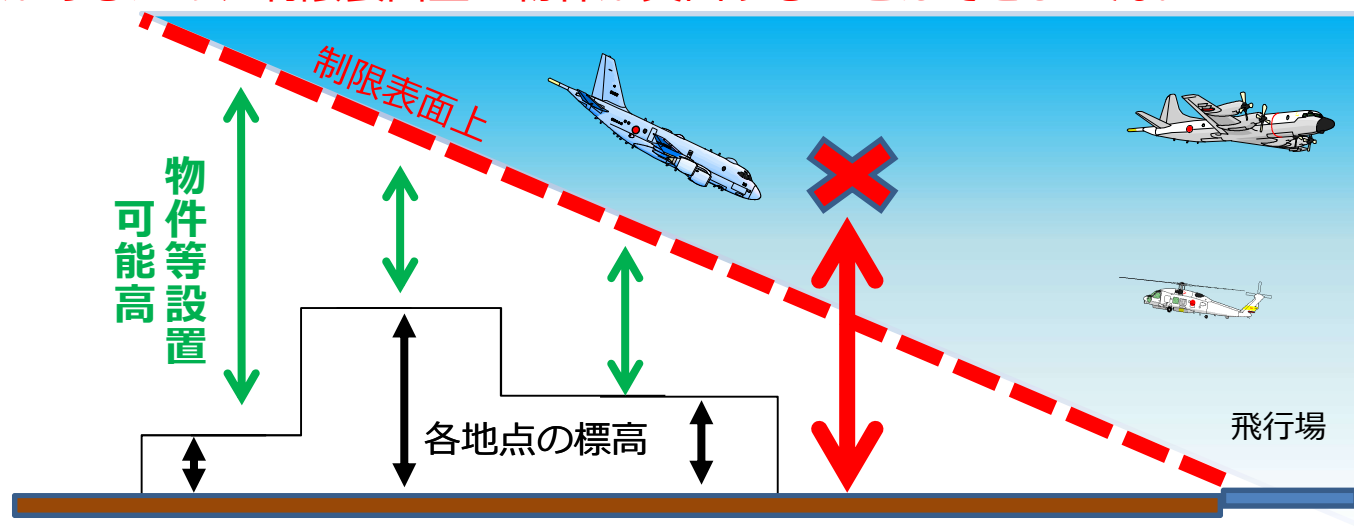
飛行場周辺で物件等を設置予定の方は、以下の資料をご確認ください。

【制限表面イメージ図】

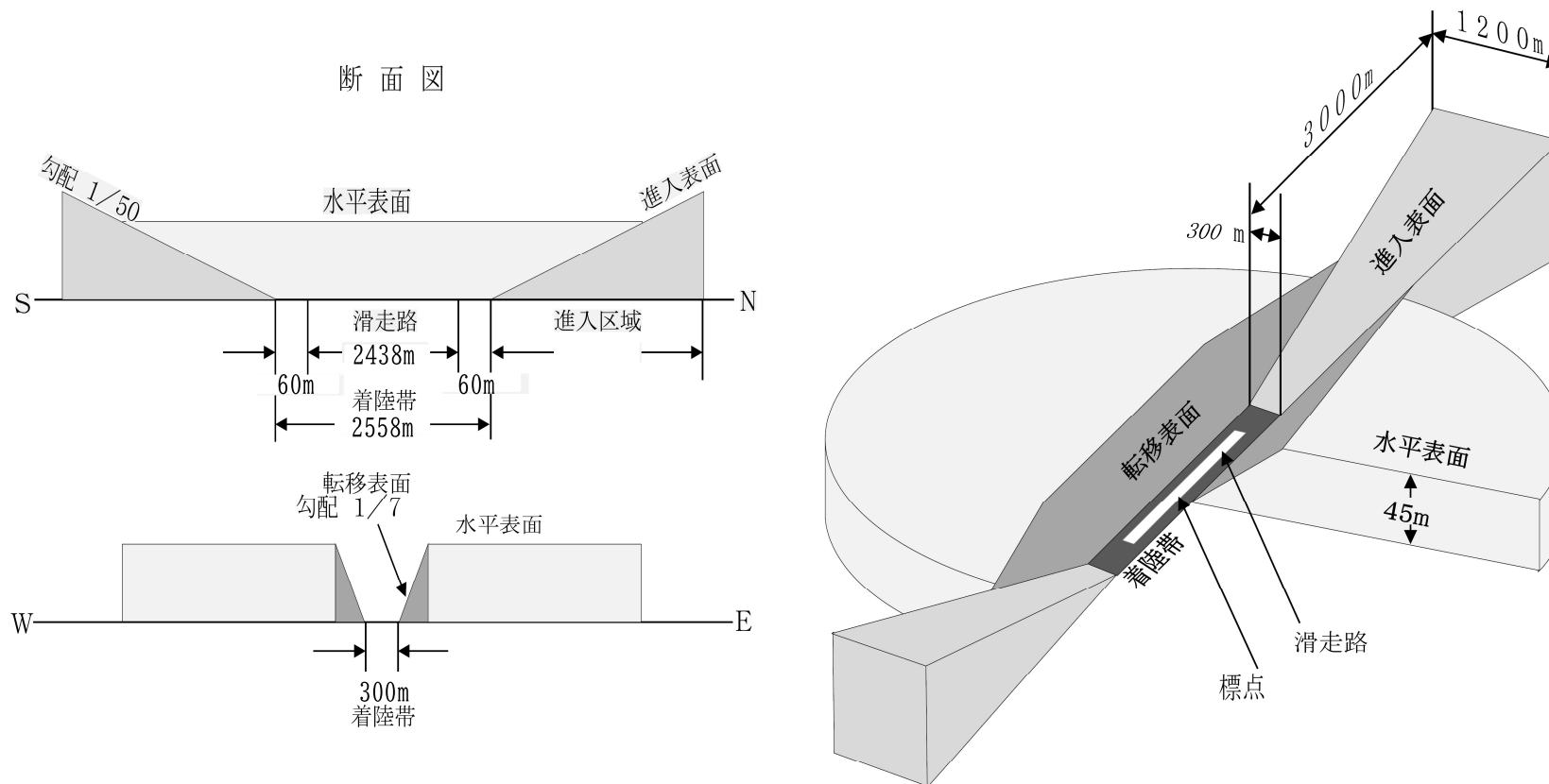
※航空機の飛行があるため、制限表面上に物件が突出することはできません。

物件等

- ・クレーン
- ・建造物
- ・アンテナ
- ・鉄塔
- ・ドローン
- ・花火
- ・アドバルーン
- ・避雷針
- ・植物



厚木飛行場制限表面



進入表面：着陸帯に対して航空機の離着陸する方向に50分の1の勾配で設定されており、その投影面が着陸帯端から長さ3000m、末端の幅が1200mで囲まれる平面のこと。
(航空法第2条第7項、第8項)

転移表面：滑走路に平行な方向で着陸帯の長辺の外側上方へ7分の1の勾配で設定されており、その末端は水平表面と接線する平面のこと。(航空法第2条第10項)

水平表面：飛行場周辺上空の一定水平面に設定されており、飛行場の標点の垂直上方45mの点を中心として半径3500mの円柱で囲まれる平面のこと。(航空法第2条第9項)

厚木飛行場制限表面对象区域について

厚木飛行場の水平表面は一律、標高（海拔）107mの制限ですが、個々のお問い合わせ場所の地盤高により、物件等設置可能高が異なります。

また、進入表面と転移表面については、お問い合わせ場所の位置により制限高が異なりますので、ご注意ください。

お問い合わせ内容

航空法のお問い合わせ等をされる場合、下記の内容をご連絡ください。

※なお、既存の不動産物件等や高所のクレーン作業を行わない戸建新築や不動産調査等の問い合わせは別紙問い合わせ用紙に必要事項を入力、記入しFAXにてお問い合わせ下さい。

- ① ご連絡先（社名、担当者、会社の電話番号）
- ② 現場の住所
- ③ 期 間
- ④ 時 間
- ⑤ 緯度経度（世界測地系：WGS換算）
- ⑥ 現場標高
- ⑦ 物件高
- ⑧ 物件数
- ⑨ その他（物件に設置する航空障害灯等の保有状況）

※既存の不動産物件等の確認については①②のみで可。

【お願い】

お問い合わせ内容により、当該内容は「航空情報」として、航空機の運航者（官民含むパイロット）へ事前に周知します。「航空情報」の発行には、場合によっては、3か月程度要しますので、作業開始時期に限ることなく、概略が分かりしだい結構ですので、お早めにご連絡をお願いします。また、お問い合わせに対する回答は位置やお問い合わせ内容により数日から1週間程度を要する場合がございますので、余裕を持ってお問い合わせ頂けますよう、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いします。

お問い合わせについて

<受 付> 平日のみ

<時 間> 午前 08:00～12:00
午後 13:00～16:45

<電 話> 0467-78-8611（代表）

電話交換手に対し「航空法についての問い合わせ」と伝えてください。担当者が対応いたします。

**既存の不動産物件等や高所のクレーン作業を行わない
戸建新築や不動産調査等の問い合わせは別紙問い合わせ
用紙に必要事項を入力、記入しFAXにてお問い合わせく
ださい。**

<F A X> 0467-78-1048